

# 貞昌院墓地使用契約約款

- 第一条 貞昌院墓地（以下墓地と称する）の管理者は貞昌院住職とする。
- 第二条 墓地の使用は貞昌院檀信徒規程第七条による。
- 第三条 墓地使用希望者は「貞昌院墓地使用申請書」（様式一）に、別に定むる墓地使用料を添えて願出、「認諾書」（様式二）を受け取るものとする。
- 第四条 墓地使用権は墓地使用認諾書を受けた本人及びその相続子孫にのみ存続し、使用権を他人に転貸、譲渡することはできない。
- 第五条 墓地使用者は左の各号を守らなければならない。
  - 1 国又は地方公共団体の法令に違反しない。
  - 2 埋蔵の際は管理者が立会い、法要儀式は貞昌院により行う。
  - 3 埋蔵は焼骨とし、土葬は認めない。
  - 4 埋蔵の際は必ず火葬許可証又は改葬許可証を管理者に提出する。
  - 5 墓碑その他設備を構築する場合は必ず管理者の立合を求め、その承認を得て施行する。
  - 6 墓碑その他には水溜りとなる箇所を設けない。
  - 7 墓地の清掃は、すべてその使用者が行う。
  - 8 災害等による墓地の損壊は使用者に於て之を修復する。担し道路その他地形に変化を生じた場合は管理者と協議の上原形に復する。
  - 9 墓地使用者は隣地との境界を公正に維持する。
  - 10 墓地内の植樹樹高を一メートル以内に止める。
- 第六条 墓地使用者で左の各号の一に該当するときは、その使用墓地は無条件且つ無償で返還し、埋骨及び基石その他の設備の一切を自費で撤去し原形に復さなければならない。
  - 1 墓地が不用になったとき。
  - 2 貞昌院檀信徒規程第十一条（第三号を除く）により貞昌院檀信徒名簿より削除されたとき。
- 第七条 絶家、廃家となり無縁となった場合又は貞昌院檀信徒規程第十二条第一項第三号により名簿より削除された場合は、その墓地の使用権は効力を失い、構築物は管理者に於て撤去し埋骨は無縁塔に合祀の上供養する。
- 第八条 第五条に違反し、管理者の催告に応じない場合は管理者に於て之を処理し、その費用は使用者が負担するものとする。
- 第九条 第六条の義務を怠りそのまま放置する場合は前条の規定を準用する。
- 第十条 この規則施行についての細則は別に定める。
- 第十一条 この規則は世話人会議の議決を経なければ改正することが出来ない。

## 附 則

この墓地使用契約約款は昭和四十二年一月一日より施行する。

この墓地使用契約約款施行以前より墓地について権利を有する者は、この約款により権利を取得したる者と見做す。

墓地永代使用料は平米当たり七拾五万円とする。

墓地管理費（通称を墓地環境美化費とする）は墓地区画の広さにより、三平米未満年間四千元、三平米以上六平米未満年間六千元、六平米以上年間八千元とする。

平成十八年四月一日、墓地、埋葬等に関する法律と整合性を取る為、用語を一部変更。